

医療法人財団 医道会 十条武田リハビリテーション病院

訪問リハビリテーション契約書

____様（以下、「利用者」という）と、医療法人財団医道会十条武田病院リハビリテーション病院（以下、「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリ」という）について、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能維持回復を図るために、訪問リハビリテーションのサービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の期間は____年____月____日から、第6条～第8条に基づく契約の終了まで、本契約に定めるところに従って、当事業者が提供する訪問リハビリテーションのサービスを利用できます。

第3条（訪問リハビリテーション計画・変更）

1. 事業者は、医師の指示のもと契約者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」または「介護予防サービス支援計画」に沿って、訪問リハビリが提供できるよう「訪問リハビリテーション計画」を作成します。
2. 事業者は、この「訪問リハビリテーション計画」の内容を利用者及びその家族に説明し、同意を得るものとします。
3. 事業者は「訪問リハビリテーション計画」の変更を行う場合、利用者及びその家族に説明し、同意を得るものとします。

第4条（訪問リハビリテーションサービスの内容およびその提供）

1. 事業者は、第3条によって作成された訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者に対して訪問リハビリテーションのサービスを提供します。サービス内容については、別紙【重要事項説明書】に記載されているとおりです。
2. 事業者は、利用者の訪問リハビリテーションのサービス提供に関する記録を作成し、この契約終了後も5年間保管します。
3. 利用者又はその家族は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を事業所の規定に応じて閲覧することができます。

第5条（サービス利用料金）

1. 事業者が提供する訪問リハビリテーションのサービス利用料およびその他の費用は、別紙【重要事項説明書】に記載されているとおりです。
2. 利用者は、サービス利用の対価として、第1項の費用額をもとに、算定された利用者負担額を月ごとに事業者に支払います。
3. 事業者は、提供した訪問リハビリテーションのサービスのうち、介護保険の適応外のものがある場合、そのサービスの内容および利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
4. 事業者は、利用者に対して、2ヶ月前までに通知することにより、料金の変更（増額又は減額）を申し入れることが出来ます。
5. 事業者は、第4項に定める料金の変更を行う場合は、新たな料金に基づいた【重要事項説明書】を作成し、互いに取り交わします。

第6条（利用者の解除権）

利用者は事業者に対して、3日間以上の予告期間を持って事業所に通知することで、いつでもこの契約を解除することができます。

第7条（事業者の解除権）

事業者は、利用者が次の各号に該当する場合は、30日間以上の予告期間を持って利用者に通知することで、この契約を解除することができます。

- （1）利用者が、正当な理由なく、サービスの利用料、その他支払うべき費用を3ヶ月以上滞納した場合
- （2）利用者が、故意に法令違反、その他重大な秩序破壊行為を行い、改善される見込みがない場合

第8条（契約の終了事由）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- （1）利用者が死亡した場合
- （2）利用者の要介護認定区分が、非該当となった場合
- （3）事業者が解散命令を受けた場合
- （4）事業者の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- （5）事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- （6）第6条に基づいて、利用者が契約を解除した場合
- （7）第7条に基づいて、事業者が契約を解除した場合

第9条（秘密保持）

1. 事業者及び事業所が使用する者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も前述同様です。
2. 事業者は、文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を用いません。

第10条（緊急時の対応）

事業者は、訪問リハビリテーションのサービスを提供しているときに、利用者の容態の急変が生じた場合には、必要に応じて速やかに、事前に取り決めた方法で連絡を取る等の必要な措置を講じます。

第11条（事故発生時の対応）

事業者は、訪問リハビリテーションのサービスを提供するにあたり事故が発生した場合には、速やかに関係機関、並びに利用者の家族と連絡を取るとともに、必要な措置を迅速に講じます。

第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にあたって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、利用者にも故意または重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

第13条（連携）

1. 事業者は、訪問リハビリテーションのサービス提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との円滑な連携に努めます。
2. 当事業所が提供するサービスから他通所系サービスや訪問系サービスに移行する場合、担当責任者は、他サービス事業所との円滑な連携を行うために、ご利用者様の心身状態など記載した情報提供書を提出します。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、契約者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問リハビリテーションサービスに関する、利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応を行います。

第15条（信義誠実の原則）

1. 契約者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法規法令の定めるところを遵守し、誠実をもって協議のうえ決定します。

第16条（連帯保証人の責務）

1. 連帯保証人は、この契約に基づく利用者の事業所に対する一切の責務につき、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。
2. 連帯保証人は保証する限度額（上限額）は30万円と定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

<2020年4月1日改訂>

契約締結日 年 月 日

契約者	住所	
	氏名	印

署名代行者	住所	
	氏名	印
	契約者との関係	

扶養者 又は 代理人	住所	
	氏名	印
	契約者との関係	

連帯保証人	住所	
	氏名	印
	契約者との関係	

事業者	所在地	京都市南区吉祥院八反田町 3 2 番地
	法人名	医療法人財団医道会 十条武田リハビリテーション病院
	代表者名	理事長 武田 隆男 印

訪問リハビリテーション 重要事項説明書

この「重要事項説明書は」、指定訪問リハビリテーションサービス及び指定介護予防訪問リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、ご注意頂きたいことを説明するものです。

1. 事業者の概要

事業者名称	医療法人財団医道会
代表者氏名	武田 隆男
所在地	京都市南区吉祥院八反田町 32 番地
法人設立年月日	1950 年 10 月 26 日

2. 利用者に対してのサービス提供する事業所について

事業所名称	十条武田リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション
介護保険指定番号	2610501328
所在地	京都市南区吉祥院八反田町 32 番地
連絡先 (TEL/FAX)	075-671-2350 / 075-671-2458
管理者名	リハビリテーション科 中村 訓子
サービスを提供する地域	南区 下京区 ※上記以外の地域の方でもご希望の方はご相談下さい

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問リハビリテーションの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を別途「運営規定」に定め、理学療法士・作業療法士の従事者が、要介護状態又は要支援状態にあり、医師が訪問リハビリテーションの必要を認めた利用者に対し、適正なリハビリテーションを提供することを目的とする。
運営方針	理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復をはかるとともに在宅療養が継続できるように支援する。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管 理 者	理学療法士	1 名	0 名	1 名
理学療法士	理学療法士	4 名	0 名	4 名
作業療法士	作業療法士	1 名	0 名	1 名

5. サービス提供時間

営業日	月曜日～金曜日（ただし祝日及び12月30日～1月3日までを除く）
営業時間	8：30～17：00

*不測の事態により、ご連絡の上、訪問を中止させて頂くこともあります。

6. サービス内容

医師の指示のもと居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する「居宅サービス計画」又は介護予防支援事業所の担当者が作成する「介護予防プラン」に基づき、以下のサービスを提供いたします。

- ・病状のチェック（血圧・体温・呼吸・脈拍など）
- ・介助指導（移乗・移動・日常生活関連動作など）
- ・機能訓練及び環境適応
- ・住環境整備（家屋改造・改善等）
- ・日常生活動作訓練（食事、排泄、移動、入浴など）
- ・社会参加支援

注１）訪問リハビリの提供には身体への負担が伴います。体調の急激な変化やリハビリ実施中には様々なアクシデントが起こりえます。訪問リハビリを受けられるにあたり、効果と危険性についてご理解頂きたいと思います。

注２）交通事情などにより、サービス時間が前後することがございますが、ご了承ください。

7. 利用料

（１）利用料

利用料として以下の料金を徴収いたします。ただし、介護保険の給付限度額を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

また、公費医療を受給されている方は利用料負担額の全額あるいは一部免除されます。

○訪問リハビリテーション費（１回）

区分	利用料	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による 訪問リハビリテーション *1回20分以上のサービス *1週間に6回（120分）を限度（退院後3ヶ月は12回（240分）算定可能）	3249 円	325 円	650 円	975 円

上記料金設定の基本となる時間は、契約者の「居宅サービス計画」に定められた目安の時間を基準とする。

●加算

介護給付	リハビリテーション マネージメント加算 継続的にリハビリテーションの質を 管理した場合	2247 円	225 円/月	450 円/月	675 円/月
	医師によって説明された場合	2848 円	285 円/月	570 円/月	855 円/月
	短期集中リハビリテーション加算 退院・退所した日から起算して3月以内の期間に行われた場合	2110 円	211 円/日	422 円/日	633 円/日
	サービス提供体制強化加算Ⅰ 厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	63 円	7 円/回	13 円/回	19 円/回
	移行支援加算 利用者の社会参加等を支援した場合	179 円	18 円/日	36 円/日	54 円/日
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 退院（所）日または訪問開始日から3ヶ月以内の期間で2回/週限度	2532 円	254 円/日	507 円/日	760 円/日

○介護予防訪問リハビリテーション費（1回）

区分	利用料	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による 訪問リハビリテーション *1回20分以上のサービス *1週間に6回（120分）を限度（退院後3ヶ月は12回（240分）算定可能）	3143 円	315 円	629 円	943 円

上記料金設定の基本となる時間は、契約者の「居宅サービス計画」に定められた目安の時間を基準とする。

●加算（介護予防）

予 防 給 付	短期集中リハビリテーション加算 退院・退所した日から起算して3月以内の期間に行われた場合	2110 円	211 円/日	422 円/日	633 円/日
	サービス提供体制強化加算Ⅰ 厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	63 円	7 円/回	13 円/回	19 円/回
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 退院（所）日または訪問開始日から3ヶ月以内の期間で2回/週限度	2532 円	254 円/日	507 円/日	760 円/日

	利用料	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
退院時共同指導加算（退院につき1回限り）	6330 円	633 円	1266 円	1899 円

介護職員等処遇改善加算	所定単位数の1.5%加算
-------------	--------------

*加算・減算の算定条件

○リハビリテーションマネジメント加算（ロ）：

- ・3ヶ月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等を構成員と共有し、リハビリテーション計画を見直し、その計画について、PT・OTが説明し、同意を得る
- ・リハビリテーション会議を欠席した構成員に情報の伝達をする
- ・上記2点を満たし、処理した上で厚生労働省に提出した場合

医師により説明された場合・・・リハビリテーション計画書について、事業所の医師が説明し、同意を得た場合

○短期集中リハビリテーション実施加算：

- ・退院・退所日もしくは要介護認定日から起算して3ヶ月以内
- ・概ね2日/週以上、20分以上/日の実施

○サービス提供体制加算：

- ・理学療法士等の内1名以上が勤続7年以上の場合

○移行支援加算：

- ・利用者の社会参加等を支援した場合

○認知症短期集中リハビリテーション加算：

- ・認知症であると医師が判断した利用者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれる判断された場合

○介護職員等処遇改善加算

- ・1ヶ月の単位数の総計に1.5%を乗じて算出した額
- ・介護福祉人材の処遇改善を目的とした加算

○退院時共同指導加算：

- ・退院前カンファレンス等に参加し、リハビリテーションに関わる情報の共有等、在宅でのリハビリテーションに必要な退院時共同指導を行った場合
- ・退院日又は訪問開始日から3ヶ月以内

＊一日単位に利用日数を計算しますと、端数の関係で合計金額が多少異なります。

(2) その他の費用

交通費	2に定めるサービスを提供する地域以外の方は、1回の訪問につき400円徴収いたします。 同行練習で必要となる費用について、利用者負担とさせていただきます。
-----	---

(3) 料金のお支払い方法

請求方法等	利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に関わる請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに訪問時に手渡しします。
支払い方法等	お支払い方法は、下記のいずれかの方法によりお支払いください。ご契約の際に確認いたします。 ①銀行振り込み ②現金集金 ③口座引き落とし 支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されまようようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

＊料金等の変更があった場合、直ちに新たな【重要事項説明書】を作成し、お互い取り交わします。

＊利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの催促から1ヶ月以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

＊契約者が利用料等の諸費用を支払わない場合は、限度額（上限額）30万円を連帯保証人が支払うものとします。

8. 緊急時の対応

サービス提供中に様態の変化等があった場合は、事前の取り決めにより、主治医、消防署、居宅介護支援事業所等に連絡をいたします。

主治医	氏 名	
	連 絡 先	十条武田リハビリテーション病院（代）671-2351
ご家族	氏 名	
	連 絡 先	
居宅介護支援事業所 又は 介護予防支援事業所	名称及び担当者	
	連 絡 先	

9. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。別途処理要項を定め、また賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行うものとします。

10. サービス提供に関する相談・苦情

提供した指定訪問リハビリテーションに関わる利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

	電話番号	担当
当事業所	075-671-2351（代）	中村 訓子
京都市	075-213-5871	保健福祉局・介護ケア推進課
南区役所	075-681-3296	健康長寿推進課
下京区役所	075-371-7228	健康長寿推進課
右京区役所	075-861-1416	健康長寿推進課
東山区役所	075-561-9187	健康長寿推進課
伏見区役所	075-611-2278	健康長寿推進課
中京区役所	075-812-2566	健康長寿推進課
京都府国保連合会	075（354）9050	介護保険課

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。当事業所の電話受付時間は午前8時30分～午後5時。
また、ご意見箱を病院1階総合案内に設置しています。

11. 人権擁護及び虐待の防止

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための措置を講ずるものとし、利用者の人権の擁護及び虐待が疑われる場合には、関係事業所や関係機関と連携の上、必要な措置を講じます。

12. 感染管理

従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとし、事業所において感染症が発生又はまん延しないように措置を講じます。

13. ハラスメントへの対応

適切な事業の提供を確保する観点から、職場及び訪問先において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者及び利用者の環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

14. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1 5．身体拘束等の禁止

原則として利用者に対しての身体拘束や行動を制限する行為は行いません。ただし、利用者又は利用者以外の他者の生命や身体を保護するため、緊急やむ得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、理由を記録します。

1 6．秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者及び法定代理人の求められた場合、事業所の規定に応じてその内容を開示することとします。
当事業所の個人情報の利用目的について	①事業所が利用者等に提供するサービス ②業務の維持・改善のための資料 ③学生の実習への協力 ④介護保険業務 ⑤業務上必要な行政への対応 ⑥ご家族への心身の状況説明及びご家族からの問い合わせ対応 ⑦損害賠償保険等に係る保険会社への相談又は届出 ⑧当該事業所からの案内

この説明書の内容は2026年6月1日より適用いたします。

17. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、契約者に対して契約書及び本書面に基
づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者	所在地	京都市南区吉祥院八反田町32番地
	法人名	医療法人財団医道会
	代表者名	理事長 武田 隆男 印
	事業所名	十条武田リハビリテーション病院
	説明者氏名	印

私は、本書面により、事業所から訪問リハビリテーションについて重要事項の説明を受け、同
意し受領しました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

連帯保証人	住所	
	氏名	印

個人情報の使用に関する同意書

私と医療法人医道会十条武田リハビリテーション病院との間で、
年 月 日に締結した、訪問リハビリテーションに関する契約書「第9
条の秘密保持」、重要事項説明書「16. 秘密の保持と個人情報の保護」に記する、私及び家族の
個人情報を契約の有効期間中用いることに同意します。

同意日	年 月 日	
契約者	住所	
	氏名	印
家族	住所	
	氏名	印
家族	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

事業所

(所在地) 京都市南区吉祥院八反田町 32 番地

(名称) 十条武田リハビリテーション病院